5　前項各号に掲げる収入の項目に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る市町村算定基礎額とする。

6　法附則第七条の四に規定する平成二十九年度に各市町村の基準財政収入額に加算する額は、第四項各号に掲げる収入の項目に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

7　合併関係市町村に係る前項の基準財政収入額に加算する額は、第五項の規定により定める当該新市町村の個人の市町村民税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号㈡の規定に準じて按分した額、法人の市町村民税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号㈢の規定に準じて按分した額、固定資産税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第二号の規定に準じて按分した額、軽自動車税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第三号の規定に準じて按分した額及び自動車取得税交付金に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第七号の六の規定に準じて按分した額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

5　前項各号に掲げる収入の項目に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る市町村算定基礎額とする。

6　法附則第七条の四に規定する平成二十八年度に各市町村の基準財政収入額に加算する額は、第四項各号に掲げる収入の項目に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

7　合併関係市町村に係る前項の基準財政収入額に加算する額は、第五項の規定により定める当該新市町村の個人の市町村民税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号㈡の規定に準じて按分した額、法人の市町村民税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号㈢の規定に準じて按分した額、固定資産税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第二号の規定に準じて按分した額、軽自動車税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第三号の規定に準じて按分した額及び自動車取得税交付金に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第七号の六の規定に準じて按分した額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。